

飯塚市生活応援クーポン券発行事業 実施要領

1. 趣旨

この要領は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている本市の市民に対して、臨時特別的に生活応援クーポン券を発行し、交付する事業に関し、飯塚市生活応援クーポン券発行事業実施要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものである。

2. 実施主体

飯塚市（以下「市」という。）

3. 生活応援クーポン券の名称

飯塚市生活応援クーポン券（以下「応援券」という。）

4. 定義

この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 応援券 1. 趣旨の目的を達するために、本市によって贈与されるクーポン券
- (2) 特定取引 応援券が対価の弁済手段として使用される物品の購入若しくは借受け又は役務の提供をいう
- (3) 取扱店 特定取引を行い、受け取った商品券の換金を申し出ることができる事業者として登録された者をいう
- (4) 基準日 令和6年9月2日

5. 交付対象者

応援券の発行対象者は、次の各号に該当する世帯の世帯主とする。

- (1) 基準日において本市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 基準日の翌日以降に本市に転入し、又は翌日以降に生まれ、令和6年12月27日までに本市の住民基本台帳に記録された者
- (3) 前各号に掲げる者のほか、特に市長が認めた者

6. 応援券の額

交付する応援券の額は、5. 交付対象者に規定する交付対象者1人につき5千円とする。

7. 応援券の発行決定等

- 1 市長は、5. 発行対象者及び6. 応援券の額を確認の上、応援券の交付を決定し、交付対象者の属する世帯の世帯主に対し、世帯全員分の応援券を送付する。なお、応援券の送付については、郵送にて行うものとする。
- 2 応援券の受取期限は、令和7年1月31日までとする。

8. 応援券の使用等

- 1 応援券は、取扱店における特定取引においてのみ使用することができる。
- 2 応援券の使用期限は、令和7年1月31日までとする。
- 3 応援券の利用に当たって、取扱店から釣銭を受け取ることができない。
- 4 応援券の盗難、紛失又は滅失などについて再発行は行わない。

9. 発行に関する周知

市長は、応援券発行事業の実施に当たり、交付対象者の要件及び事業の概要について、周知を行うものとする。

10. 不当利得の返還

市長は、応援券の交付を受けた後に交付対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により応援券の交付を受けた者に対しては、期限を定めて応援券の返還を求めるものとする。

11. 受給権の譲渡又は担保の禁止

応援券の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

12. 利用制限

次に掲げる物品の販売、サービス等の提供は、応援券の利用対象外とする。

- 1 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料等の不動産に関わる支払い。
- 2 換金性の高い物の購入。(商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカードなど)
- 3 たばこの購入。
- 4 生命保険料・損害保険料などの保険料の支払い。
- 5 当該事業所の収入にならないものに対する支払い。
(例) 振込用紙での支払い、インターネット、通販などでの買物に対する支払い、
チケット代の支払い(コンサートチケット、航空券など)
- 6 医療費の支払い。
- 7 保育料の支払い。
- 8 オートレース、パチンコ等遊興娯楽費の支払い。
- 9 事業活動に伴い使用する原材料、器機類および仕入れ商品等の支払い。
- 10 国や地方公共団体への支払い。(税金等)
- 11 風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係る支払い。
- 12 取扱店が利用を不可とした商品。
- 13 その他、市が指定するもの。

13. 応援券の破損等

破損した応援券は、「通し番号」が確認でき、全体の3分の2程度が残っていれば応援券とみなす。

14. 取扱店の登録等

- 1 取扱店となる事業者は、「令和5年度飯塚市生活応援クーポン券取扱店」の事業実績のある者とする。ただし、辞退届を提出した事業者は取扱店から除くものとする。
- 2 応援券を取扱うことのできる事業所は、飯塚市内に事業所を有するものとする。
- 3 新たに応援券の取り扱いを希望する事業者は、申請書を市へ提出し取扱店の登録を受けるものとする。
- 4 取扱店は、市が発行する「飯塚市生活応援クーポン券ステッカー」及び「飯塚市生活応援クーポン券ポスター」を掲示するものとする。

15. 取扱店の責務

- 1 利用者が利用期間中に応援券を持参したときは、12.利用制限に掲げたものを除き応援券額面分の物品の販売、サービス等の提供を行うこと。
- 2 額面以上の商品購入等に対して応援券が使用されるものとし、不足分を現金で受け取り、釣銭が出ない(支払わない)ようにすること。
- 3 取扱店ステッカー、ポスターを利用者のわかりやすい場所に掲示すること。
- 4 利用者から受け取った応援券の盗難、紛失、滅失は取扱店の責務とする。
- 5 偽造等の不正使用の疑いがある場合は、受取りを拒否するとともに速やかに市へ連絡すること。
- 6 市が本事業に関して調査等を行うときは、報告等の協力をすること。

7 応援券の換金期間等、本要領の記載事項および市からの指示を遵守すること。

16. 取扱店資格の喪失等

15. 取扱店の責務に掲げる事項に反する行為があったと市が認めた場合は、必要に応じ、換金の拒否、取扱店の登録取り消し及び損害金の請求等を行うことがある。

17. 応援券の換金期間

利用者から受け取った応援券の換金期間は、令和6年11月5日(火)～令和7年2月27日(木)までとし、換金日は毎週火曜日、水曜日及び木曜日の9時から17時までとする。ただし、祝日は除くものとする。また、換金期間を過ぎた応援券は無効とする。

18. 応援券の換金方法

利用者から受け取った応援券は市役所に持参し、必要事項を記入した「換金申請書券請求書」と併せて提出する。市は、取扱店から応援券の提出があったときは、口座振込にて支払いを行うものとする。

19. 取扱店の費用負担

取扱店の登録料、負担金は徴収しないものとする。

20. その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に伴い必要な事項については、別に定める。